

# 議会運営委員会

令和3年3月29日  
委員会室

## 1 開 会

## 2 協議事項

- (1) 第81回6月定例会の日程等について
- (2) 第80回3月定例会の反省等について
- (3) その他

## 3 その他

- (1) 議員の団体役員への就任について
- (2) 西脇市税条例等の一部改正に係る専決処分について
- (3) 病院事業管理者の会議出席の取扱いについて
- (4) ストール議会について
- (5) 標準市議会会議規則の一部改正について
- (6) その他

# 第81回西脇市議会 6月定例会の日程等について

## 記

### 1 招集予定日と主な議案

#### (1) 招集予定日

令和3年6月7日（月）午前10時

#### (2) 提出予定の主な議案

ア 補正予算（令和3年度一般会計ほか）

イ その他

### 2 日程及び会期等

#### (1) 日 程

5月31日（月）午前9時30分から 議会運営委員会

6月3日（木）午前9時30分から 議案説明会

7日（月）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第1日）

《本会議終了後、資料請求打合せ》

8日（火）正午 議案質疑通告締切

10日（木）正午 定期監査結果報告書に対する質疑通告締切

11日（金）午前10時から 本会議（第2日）

14日（月）午前9時30分から 総務産業常任委員会

15日（火）午前9時30分から 文教民生常任委員会

16日（水）午前9時30分から 予算常任委員会

17日（木） 委員会予備日

18日（金）正午 一般質問通告締切

21日（月）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

24日（木）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第3日）

25日（金）午前10時00分から 本会議（第4日）

28日（月） 予備日

29日（火）午前9時30分から 議会運営委員会

#### (2) 会 期

6月7日（月）から28日（月）までの22日間

### 3 初常任委員会の日程

5月18日（火）午前9時30分から 文教民生常任委員会

19日（水）午前9時30分から 総務産業常任委員会

#### 4 今後の日程

4月2日(金)	午前9時30分から	総務産業常任委員会
8日(木)	午後1時30分から	東播・淡路市議会議長会(洲本市)
9日(金)	午前9時30分から	文教民生常任委員会
※15日(木)		第81回市議会臨時会(予定)
16日(金)	午後1時00分から	近畿市議会議長会(京都市)
27日(火)	午前9時30分から	オンライン視察(北海道別海町)
28日(水)	午後1時30分から	兵庫県市議会議長会(芦屋市)
5月6日(木)	午前8時00分から	開庁式
9日(日)	午前9時30分から	オープニング式典 15周年記念式典
11日(火)	午前9時30分から	議員協議会
18日(火)	午前9時30分から	文教民生常任委員会
19日(水)	午前9時30分から	総務産業常任委員会
26日(水)	午後1時00分から	全国市議会議長会(東京都)

#### ※【第81回市議会臨時会の開催について】

4月15日(木)に低所得の子育て世帯に対する給付金支給に係る臨時会の開催を予定しています。今後の動向により、開催日が変更となる可能性もありますが、御予定いただきますようお願いいたします。

なお、臨時会の開催に伴い、6月定例会は第82回市議会となります。

また、当初予定していました4月13日(火)議員協議会及び15日(木)議会運営委員会の日程については、今後調整させていただきます。御了承ください。

## 西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について（主な内容）

### 1 固定資産税等（土地）の負担調整措置

○対象税 固定資産税・都市計画税

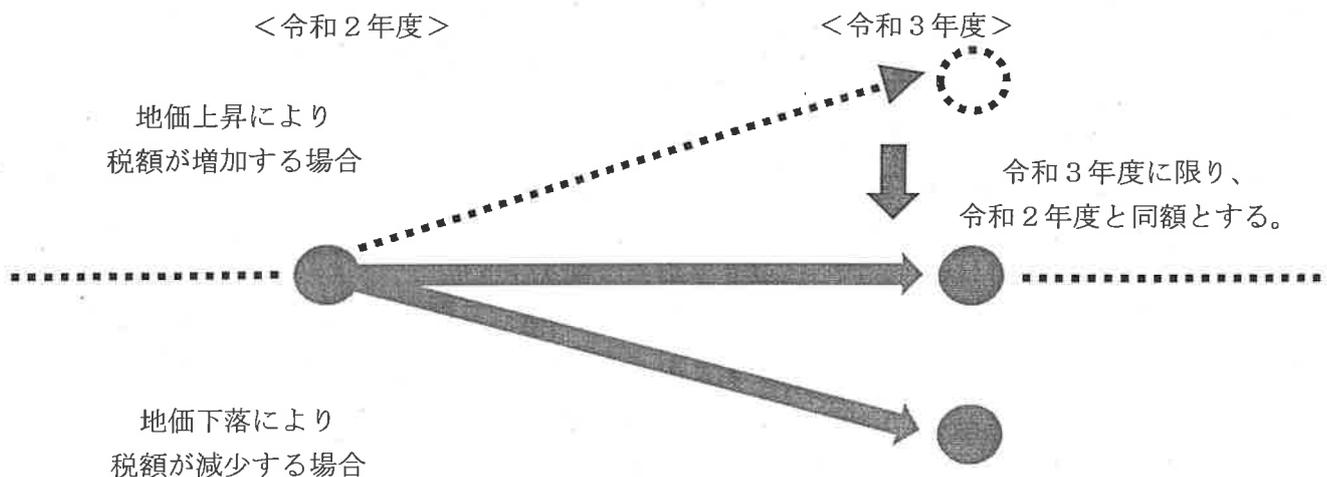
○内 容

令和3年度評価替に際し、固定資産税、都市計画税（土地）に係る負担調整措置を3年間継続する。

○内 容

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

#### 税額の動き



※宅地・雑種地・市街化区域農地などの土地について適用

### 2 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

○対象税 軽自動車税

○内 容

軽自動車税の環境性能割については、新たな燃費基準の下で税率の適用部分を見直す。

### 3 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

○対象税 軽自動車税

○内 容

- ・軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- ・この措置による減収額については、全額国費で補填する。

### 4 軽自動車税グリーン化特例（軽課）の見直し

○対象税 軽自動車税

○内 容

グリーン化特例は、重点化等を行った上で2年間延長する。

### 5 住宅借入金控除の見直しに係る個人住民税の対応

○対象税 個人市民税

○内 容

- ・消費税率が10%に引き上げられたことにより、住宅借入金控除の適用年数が10年から13年に延長されており、13年の適用を受ける要件の緩和
- ・入居要件を令和3年12月31日から令和4年12月31日の1年間延長
- ・合計所得額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡（現行要件：50㎡以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。
- ・この措置による減収については、全額国費で補填する。

令和3年3月16日

西脇市議会  
議長 村 井 公 平 様

西脇市長 片 山 象 三

播州織ストール議会の開催に向けての申出書

紅梅の候、あなたにはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。  
日頃は、市政運営に対する格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地場産業の播州織は、近年のアパレル不況の影響を受け生産数量の減少が続く中、このコロナ禍の影響により、一層深刻な状況になっています。

そのような中、播州織業界では、従来の生地生産中心の産地から、若手を中心に最終製品の開発・販売が増加しつつあり、このことが播州織を未来へつなぐための戦略として重要なピースとなると考えているところです。

一方、全国の地方議会では、地場産業をアピールしようと特色ある取組が行われており、山形県山辺町及び福島県伊達市の「ニット議会」、岡山県倉敷市の「ジーンズ議会」など、地域産品等を身に着けることで、マスコミ等にも注目されている事例がございます。

そのため、播州織最終製品で種類も多く、販売実績も多い播州織のストールを身に着けた市議会の開催をお願いするものです。「播州織ストール議会」の開催により、おしゃれなまち「西脇」としてアピールし、播州織のイメージアップとシビックプライドの醸成へつながることを期待しているところです。

そして何より、議場でのPRは播州織産地にとって大きな励みになるとともに、市職員においても播州織を身に着けるなどの取組をより一層進め、西脇市を挙げて播州織をアピールすることにより、産地のイメージアップにつなげられるよう、「播州織ストール議会」の開催につきまして、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

標準市議会会議規則の一部改正について

1 改正理由及び概要

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものです。

2 改正の内容

(1) 欠席の届出関係

- ➡産前期間の検討要（6週OR8週）
- ➡出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象とするか否か

改 正 後	改 正 前
<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>疾病、議員の妻の出産補助その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>

注 標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）  
改正後の運用等について（抜粋）

**2 産前産後の欠席期間の運用について**

会議規則第2条第2項の規定は、出産を予定している女性議員が、出産のために欠席するとき、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるため、本人の意思によりこの期間未満の範囲を定めて欠席することも可能と解する。

また、議員の住民代表としての職責を考慮し、議員の意思による産前産後の会議への出席を可能とするため、産前産後の期間を連続して取得する場合だけでなく、分割して取得することも可能と解する。

産前6週産後8週の欠席期間については、医学的な知見を踏まえ、母体の健康維持・回復に必要な期間として設けたものである。

具体的な運用については、例えば、出産が予定日より遅れ、産前の欠席期間の6週間を超えた場合は、再度、欠席届を提出し当該超えた期間についても産前休暇として扱うことができると考える。しかし、出産が予定日より早く、例えば5週間で出産した場合、残りの1週間を産後の8週間に繰り越す（合計で産後9週間）ことはできないと考える。

標準市議会会議規則の考えは以上であるが、各市議会の判断で、例えば当該市の職員に対する該当規則に準じて産前産後とも8週とすることが、必ずしも否定される訳ではないと考える。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手続等については、各市議会において、要綱や規程であらかじめ定めておくことが望ましいと考えており、本会としても今後、これらの制定状況に関する調査の実施を予定している。

**4 産前産後の欠席期間中の議員報酬について**

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている（地方自治法第203条第4項）。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

なお、既に出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象から除外している市議会もあるため、本会としても今後、これに関する詳細な調査を行うことにしている。

加 古 川 市	西 脇 市
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 欠席期間の算定については、次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した期間を除算する。</p> <p>(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第3号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害</p> <p>(2) 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における母体の保護</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により就業制限を受けた場合</p> <p>(4) その他加古川市議会議長（以下「議長」という。）が認める場合</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公務上の災害等</p> <p>(2) その他議長が認める場合</p>

(2) 請願書への押印関係

改 正 後	改 正 前
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印をしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>

※上記改正は、現行の本市の規定から都道府県標準会議規則を参考